

わかりやすい

国籍法 Q & A

日本の国籍制度の全体像を知るためのパンフレット

簡易版

1 日本の国籍制度の全体像 1

- Q 1 日本国籍は、どのような法令で定められていますか？ 1
- Q 2 日本国籍は、どのような場合に取得され、あるいは失われるのでしょうか？ 1
- Q 3 日本の国籍法は複数国籍を認めていないと聞きましたが、本当でしょうか？ 2

2 日本国籍の「取得」 2

- Q 4 日本国内での出生により日本国籍を取得できるのは、どのような場合ですか？ 3
- Q 5 外国で日本人親から生まれた子は、日本国籍を得られますか？特別な手続が必要ですか？ 4
- Q 6 日本人の父と外国人の母は結婚していません。父の「認知」があれば、日本国籍を取得できますか？ 4
- Q 7 日本人と外国人の両親の間に外国で生まれましたが、国籍留保手続を期限内に行わず、日本国籍を喪失しました。日本国籍を改めて取得することができますか？ 5
- Q 8 帰化は、どのような場合に許可されますか？ 5
- Q 9 帰化が認められると、もともと有する外国国籍はなくなってしまうのですか？ 6

3 日本国籍の「選択」 7

- Q 10 国籍選択制度はどんな人を対象としていますか？国籍選択は義務でしょうか？ 7
- Q 11 国籍選択は、具体的にどのような方式で行うのでしょうか？ 8
- Q 12 国籍の選択を「選択宣言」の方式で行った場合、消滅しなかった外国国籍はどうなりますか？ 8

4 日本国籍の「喪失」 9

- Q 13 外国に帰化したところ、思いがけず日本国籍を喪失してしまった、という話を聞きましたが、本当でしょうか？ 9
- Q 14 外国国籍の「志望取得」が原因で日本国籍を喪失したものとされた場合、戸籍やパスポートはどうなりますか？ 10

1 日本の国籍制度の全体像

国籍の 取得	国籍の 喪失	国籍の 選択	国籍の 再取得	法定代理人 による届出
2条、3条、 4条～10条	11条～13条	14条～16条	17条	18条

Q 1 日本国籍は、どのような法令で定められていますか？

- (1) 「日本国憲法」は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」(10条)、「何人も、…国籍を離脱する自由を侵されない。」(22条2項)という規定しか置いていません。
- (2) これを受けて、日本国籍の取得や喪失(「得喪」)の要件を、「国籍法」が定めています。この国籍法は、何度も大きく改正されているため、時期によって日本国籍の範囲は変化しています。
- (3) 「戸籍法」は日本国籍の取得や喪失の要件を直接定めているわけではありません。とはいえ、戸籍制度は日本国籍を有する人を登録対象としていますので、現に日本国籍を有しているかどうかは、戸籍に登録されているかどうかによって判断することが、原則として可能です(ただし、出生届が提出されなければ日本国籍を持っていても戸籍に記載されません。また、国籍法11条1項により日本国籍を喪失したが国籍喪失届を提出していない場合は、日本国籍はないが戸籍に記載されている、という状態になっています)。

Q 2 日本国籍は、どのような場合に取得され、あるいは失われるのでしょうか？

- (1) 日本国籍を「取得」するのは、以下の場合です。

A「出生」による場合	①国籍法2条
B「出生後」の事情による場合	②国籍法3条、③国籍法4条～10条、④国籍法17条

いずれの場面でも、日本国籍のみになる場合と、複数国籍(「重国籍」)になる場合とがあります。複数国籍になるのは、日本国籍と同時に外国国籍も取得する場合と、あるいはもともと外国国籍のみを持つ人が日本国籍をさらに取得する場合です。

- (2) 日本国籍を「喪失」するのは、以下のような場合です(いずれも出生後の事情)。

- ①日本国籍「離脱」による場合(国籍法13条)
 - ②外国国籍の「志望取得」をした場合(国籍法11条1項)
 - ③外国国籍の「選択」による場合(国籍法11条2項)
- ※「喪失」に分類されないことが多いものの、出生時又は国籍取得時に遡って日本国籍を取得しなかったものとして扱われる例として、以下の場合が挙げられます。
- 外国で生まれ、出生に伴って外国国籍も取得しながら、日本国籍の「留保」手続を行わなかった場合(国籍法12条)
 - 日本国籍者の子として一度出生登録(戸籍に記載)されたものの、その後に嫡出否認や親子関係不存在確認等の手続によって日本人親との親子関係が切断された場合
 - 日本国籍の父から認知され、日本国籍を取得した(3条)が、その後に認知が事実と反することが明らかになった場合

Q 3

日本の国籍法は複数国籍を認めていないと聞きましたが、本当でしょうか？

(1) 「日本は複数国籍を認めていない」などといわれることがよくあります。けれども、それは正確ではありません。

国籍法は、多くの場面で、複数国籍の人が発生することを予定しています。もちろん、複数国籍発生を防止するための制度や、既に発生した複数国籍を解消するための制度も設けていますが、複数国籍を完全に防止し、また解消できる仕組みになっていません。その結果、複数国籍の人は毎年増えており、2019年の時点でおよそ89万人前後はいると考えられています。

(2) 大事なことは、複数国籍は、必ずしも法律に違反しているわけではなく、脱法的な状態でもない、ということです。複数国籍の人には「国籍選択義務」がありますが ▶Q10、その義務を履行した上で複数国籍を維持することができます。

(3) 複数国籍が良いか悪いかということも、一概には決められません。

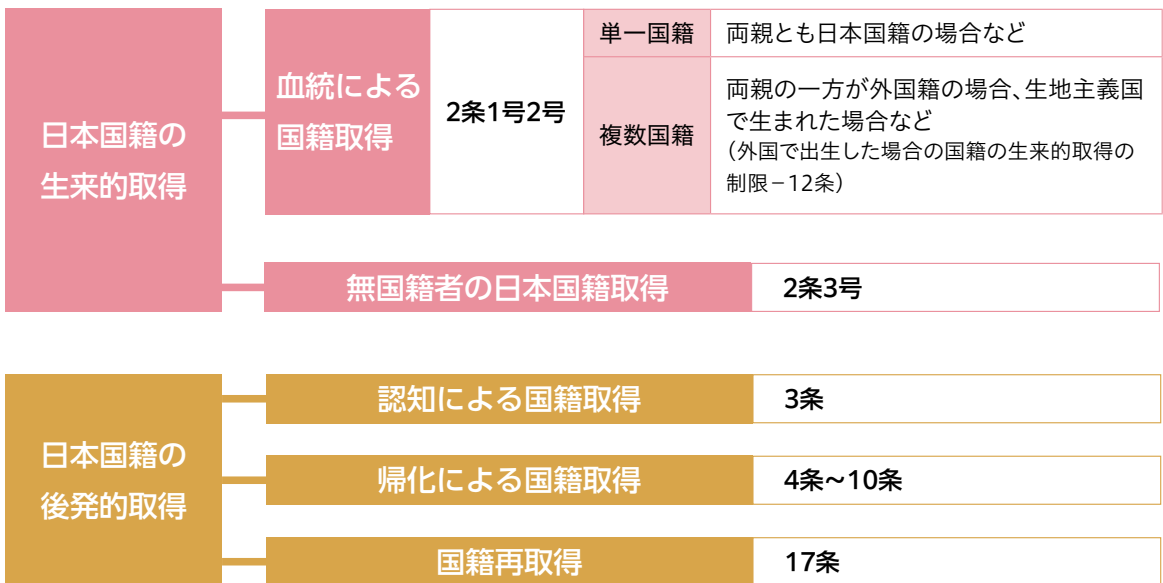
個人レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の国籍があれば両国の間を自由に行き来できる、両国に家族がいる場合に安心、アイデンティティにつき無理な選択を強いられない ・ 両方の国から国民としての義務を課せられる
国家レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外交保護権の衝突、兵役義務の衝突、納税義務の衝突、重婚の発生

個人のレベルでは、メリット・デメリットがあると言われますが、結局は、個人の選択に委ねればよいということになるでしょう。

他方、国家のレベルでは、様々な問題が生じるおそれがある、と言われてきました。とはいえ、実際には複数国籍に対して寛容な制度の国と制限的な制度の国があります。抽象的に議論しても意味のあることではなく、「日本では複数国籍を認めることによって具体的にどのようなメリットとデメリットが生じるのか」を考える必要がある、ということになります。

2

日本国籍の「取得」



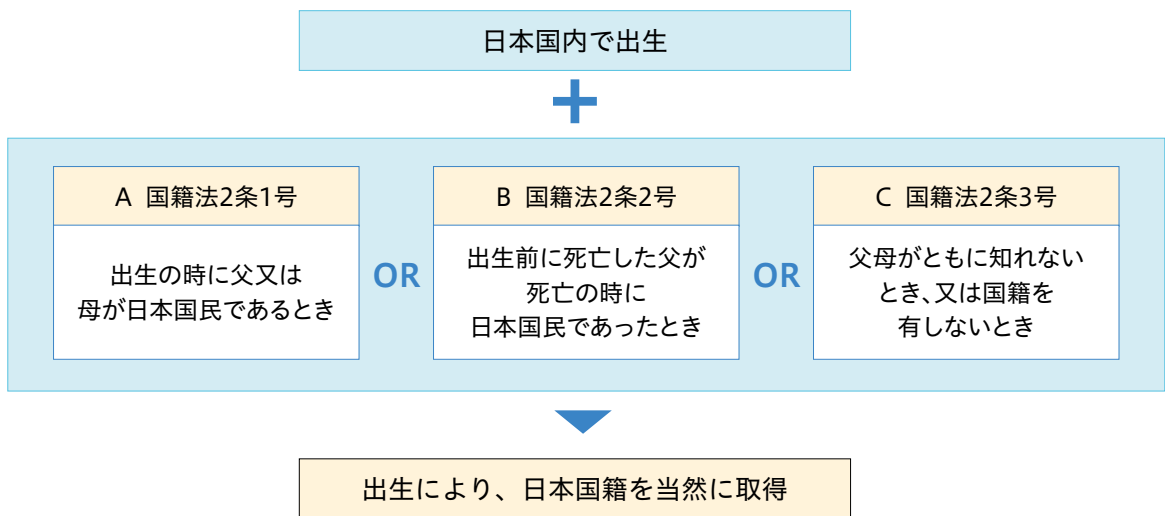
2.1. 出生に伴う日本国籍の取得 (その1・日本国内で生まれた場合)

Q 4 日本国内での出生により日本国籍を取得できるのは、どのような場合ですか？

(1) 生まれたときの「親」の国籍を子が承継するという制度を「血統主義」と言い、これに対し、生まれた「場所」の国の国籍を取得する制度を「(出) 生地主義」と言います。日本は、明治時代に作られた旧国籍法時代から一貫して「血統主義」を採用しています。

ただし、1984年までは父親が日本国民の場合だけ日本国籍を取得する「父系(優先)血統主義」を採用していました。1985年施行の国籍法改正により、父又は母のいずれかが日本国民ならば日本国籍を取得する「(父母) 両系血統主義」を採用しました。

日本国内での出生により国籍を取得できるのは、以下の場合です。



(2) 上記Cの国籍法2条3号は、子が日本国内で生まれ、その父母がともに知れず、あるいは無国籍である場合にも、日本国籍を取得すると規定しています。日本で生まれた子が無国籍になることを防止する趣旨から、血統主義の例外として生地主義が採用されています。

(3) なお、上記Aの「父又は母」や上記Cの「父母」は、血の繋がりで判断されるのではなく、あくまでも「法律上の」父や母を指します。そのため、生まれながらに当然に日本国籍を取得する主な場合としては、

①日本国籍の女性が分娩した子

②日本国籍ではない女性が、日本国籍の男性との婚姻中に分娩した子

③日本国籍ではない女性が、日本国籍の男性との離婚後300日以内に分娩した子(ただし、2024年4月1日の民法改正施行以降は、日本国籍ではない男性と再婚した後に分娩した場合を除く)

④日本国籍ではない女性が分娩した子で、日本国籍男性が胎児認知していた場合

が挙げられます。ただし、出生後、親子関係が裁判により否認され、その結果として、出生時に遡って日本国籍が失われることもある点に注意が必要です。

(4) また、上記Cの(父や母が)「国籍を有しない」=無国籍という要件も、具体的な事案によっては判断が容易ではないことに留意しなければなりません。在留カードなどで特定の国籍が記載されていても、よく検討した結果として無国籍であることが判明することもあります。また、逆に在

留カードには「無国籍」と記載されていても、調査の結果どこかの国籍があることが判明したり、出生登録等の手続を行うことができ、国籍を確認できる状態になることがあります。

同じく上記の「父母がともに知れない」という要件については、過去に「アンデレちゃん事件」(最高裁平成7年1月27日判決)という著名事件で最高裁の判断基準も示されていますが、具体的な事案における判断は必ずしも容易ではありません。

2.2. 出生に伴う日本国籍の取得 (その2・日本国外で生まれた場合)

Q5 外国で日本人親から生まれた子は、日本国籍を得られますか？ 特別な手続が必要ですか？

(1) 父又は母のいずれか一方が日本国籍ならば子は日本国籍を取得する、という点は、日本国内で生まれた子も外国で生まれた子も同じです。

ただし、出生により日本国籍以外の国籍も当然に取得した場合(「複数国籍」になった場合)には、日本国籍の「留保」(国籍法12条)という手続を行わないと日本国籍が失われてしまうことに注意が必要です。

(2) それではどのような場合に、出生により「複数国籍」を取得するのかと言えば、

①生まれた場所の国家が(出)生地主義の法制度を採っている場合

②片方の親が外国国籍で、当該外国が血統主義の法制度を採っている場合

が、典型的なパターンとして挙げられます。

例えば、日本国籍と韓国国籍の夫婦の子が米国で生まれたら、日本国籍・韓国国籍・米国籍の3つの国籍を持つこととなります(実際には事案ごとに、関係する各国の国籍制度を詳細に検討しなければ確定できません)。

(3) 日本国民の子が外国で出生し、出生により複数国籍となった場合のみ、出生後3か月以内に「国籍留保」の届出が必要です(海外の日本領事館に備え付けられている出生届用紙の「その他」欄の「日本国籍を留保する」という文言の横に署名押印して提出すれば、国籍留保の届出は完了です)。

出生後3か月以内にこの国籍留保届を出さないと、出生時に遡って日本国籍を喪失してしまいます(国籍法12条。生まれたときからそもそも日本国籍がなかったという扱いをされる結果、親の戸籍にもその子の出生の事実が記載されません)。

(4) 国籍留保をせずに日本国籍を喪失した場合には、18歳未満で日本に住所を有していれば、「国籍の再取得」(国籍法17条1項)ができます▶Q7。18歳を超えている場合には、「帰化」許可を得て日本国籍を取得せざるを得ませんが▶Q8、その場合の許可要件は一定程度緩和されています(8条3号)。

2.3. 出生「後」の事情による日本国籍の取得 (その1・生後認知の場合)

Q6 日本人の父と外国人の母は結婚していません。 父の「認知」があれば、日本国籍を取得できますか？

(1) 未婚の外国国籍女性が日本国籍の男性の子を産んだ場合、胎児認知されていない限り、日本国

- 民を「法律上の父」として出生した子とはならないため、出生に伴う日本国籍の取得はできません。
- (2) 胎児認知がなくても、出生後に日本国籍の父の認知（任意認知、裁判認知、法定期間内の死後認知）があり、法務大臣への届出（「認知による国籍取得届」）を行えば、その時点から将来に向けて日本国籍を取得することができます（国籍法3条1項）。
- ただし、認知が事実と反する場合には、日本国籍を取得時に遡って失う、という取扱いがなされています（国籍法3条3項）。
- なお、この届出は、18歳になる前（18歳の誕生日の前日まで）に行う必要があります。
- (3) この国籍法3条1項の届出については、認知の種類によって提出書類が異なるなど複雑な実務になっていますので、認知方法の選択の段階から将来の届出を踏まえて慎重に検討することが望ましいと言えます。
- (4) 他方、18歳までに上記(2)の届出ができなかった場合において日本国籍の取得を希望するときには、帰化申請という手段を選択することになります。

2.4. 出生「後」の事情による日本国籍の取得（その2・国籍再取得）

Q7

日本人と外国人の両親の間に外国で生まれましたが、国籍留保手続を期限内に行わず、日本国籍を喪失しました。日本国籍を改めて取得することができますか？

- (1) [Q5](#) (3) で説明したとおり、外国で生まれ、出生に伴って外国国籍をも取得した日本国民は、出生後3か月以内に国籍留保の届出をしないと、国籍法12条によって日本国籍を喪失してしまいます。この規定によって日本国籍を喪失した者が日本国籍を取得するための手続が、国籍法17条1項による「国籍再取得」の手続です。
- (2) この国籍再取得の要件は、①12条により日本国籍を喪失したこと、②日本に住所を有すること、③18歳未満であることです。
- (3) 上記②の「日本に住所を有する」という要件も、具体的事案へのあてはめにおいては判断が難しいケースがあり得ることに注意が必要です。
- (4) ところで、国籍法17条1項によって日本国籍を再取得する際には、現に有する外国国籍について離脱や喪失は要求されません。その結果、ほとんどのケースでは、再取得と同時に複数国籍状態が生じます。

この場合、国籍再取得後に「国籍選択」届出を行うことが想定されています [▶Q10](#)。

2.5. 出生「後」の事情による日本国籍の取得（その3・帰化）

Q8

帰化は、どのような場合に許可されますか？

- (1) 「帰化」とは、外国国籍の人が日本国籍の取得を希望する場合に、法務大臣に申請して、法務大臣が認めた時に国籍を取得することができる、という制度です。
- (2) 国籍法5条1項は、帰化許可の要件を6つ示しています。

- ①引き続き5年以上日本に住んでいること
- ②18歳以上でかつ本国法に基づく行為能力があること
- ③素行が善良であること
- ④本人又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産や収入によって生計を維持することができること
- ⑤無国籍であるか、帰化によって元の国籍を失うこと
- ⑥憲法や政府を暴力で破壊することを企てあるいは主張し、若しくは憲法や政府を暴力で破壊することを企てたり主張する団体を結成したり加入したことがないこと

(3) 上記(2)の帰化の要件は、一定の場合には、一部緩和されています(国籍法5条2項、6～9条)。実務上、6～9条の場合を「簡易帰化」と呼ぶことがあります。

(4) 帰化の申請は、各都道府県あたり1～3か所程度の限定された法務局でのみ、受け付けられています。

また、申請受理に先立って窓口相談が1～数回行われるのが実務の通例となっているので、帰化申請を希望する場合にはまず管轄法務局に電話をして相談予約を取る必要があります。初回相談から許可までは1年間前後を要するのが通常です。なお、統計上、帰化の許可率は9割以上と高いですが、実際には窓口指導で申請自体の見合せがなされる事案(統計値に反映されない)が相当数あるというのが実態です。

帰化の許可の判断は法務大臣の極めて広範な裁量下にあるとの解釈を前提に運用されており、判断プロセスや判断基準は明らかではありません。

Q9 帰化が認められると、もともと有する外国国籍はなくなってしまうのですか？

(1) 帰化の条件の1つに、本人が無国籍であるか、または帰化によって元の国籍がなくなること、という条件があります(5条1項5号) [▶Q8](#)。このように日本の帰化制度は、帰化をした人が日本国籍のみになることを想定しています。

(2) とはいえ、具体的な場面を想定すると、帰化した人が日本国籍だけになるのは、以下の3つの場合です。

①もともと無国籍だった場合。

②元の国の法律で、「外国の国籍を取得したら自国の国籍を自動的に喪失する」という規定がある場合。この場合には、帰化によって日本国籍を取得したら、自動的に元の国籍が失われるので、日本国籍のみになります。

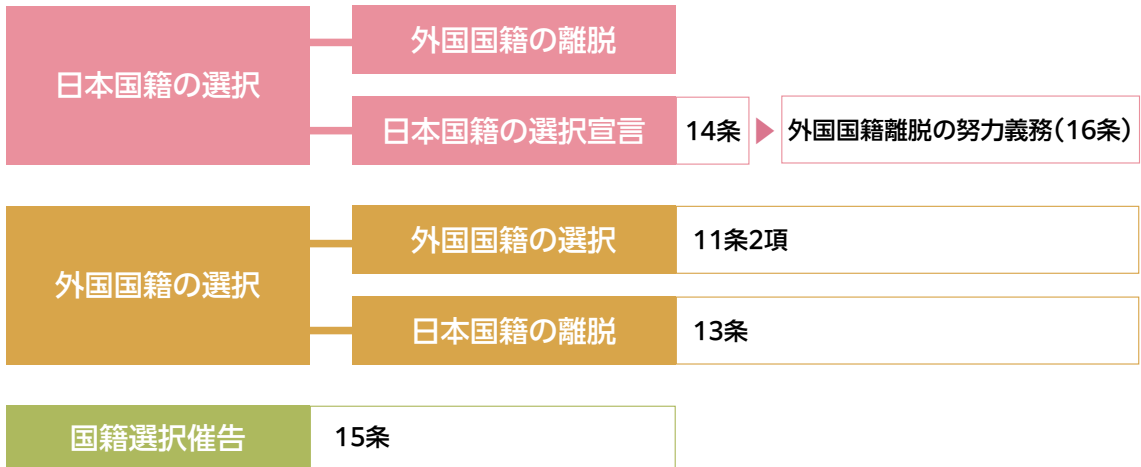
③元の国の法律で、外国の国籍を取得する前に自国の国籍を離脱することを認めている場合。この場合には、法務局は、帰化内定の段階で、あらかじめその外国国籍を離脱することを帰化条件として指示してきます(その結果、一時的にですが、元の国籍も日本国籍もない無国籍となってしまいます)。

(3) 帰化をしようとする人の元の国籍国に上記②③のいずれの規定もない場合、「元の国籍を離脱して日本に帰化する」ということは、現実にはできません。そのような場合は、法務大臣の判断によって、元の国籍を離脱しないまま帰化を認めることがあります(国籍法5条2項)。

この規定によって元の国籍を離脱せずに帰化が認められた場合には複数国籍になり、未成年であれば20歳になるまでに、成人であれば帰化後2年以内に国籍選択をすることが義務付けられます(国籍法14条)。

3

日本国籍の「選択」



Q10 国籍選択制度はどんな人を対象としていますか？ 国籍選択は義務でしょうか？

(1) 国籍選択制度の対象者は、日本国籍と外国国籍を持っていて、まだ国籍選択をしていない全ての人です。複数国籍となった原因は問いません。具体的には以下のとおりです。

- 日本国籍を持つ親と外国国籍を持つ親との間に生まれて複数の国籍を得た人や、日本国籍の親の子として生地主義を採る外国で生まれて複数の国籍を得た人（国籍法2条1号2号）
- 外国国籍者が、日本国籍を有する親から認知を受け、国籍取得届出（3条）により日本国籍を取得した人
- 国籍留保の届出をせずに一旦日本国籍を喪失した（12条）が、国籍の再取得届出（17条）により、再び複数国籍を有することになった人
- 外国国籍を失うことなく日本に帰化して日本国籍を取得した人（5条2項）
- 外国国籍者との婚姻、認知、養子縁組等により、外国国籍を取得した日本国籍の人

(2) 国籍法14条1項は「外国の国籍を有する日本国民は、…いずれかの国籍を選択しなければならない。」と規定しています。つまり、国籍の選択は法律上の義務とされています。ただし、罰則は定められていません。

(3) 国籍の選択は、18歳になる前に複数国籍になった人は20歳になるまでに、18歳になってから以降に複数国籍になった人はその後2年以内に、それぞれしなければならないとされています（成人年齢の引下げに伴って国籍を選択しなければならない年齢の上限も引き下げられました）。なお、この期間を過ぎても選択の義務はなくなりません。

(4) 期限を過ぎても国籍選択をしない人に対しては、法務大臣は書面で国籍の選択を催告することができ（15条1項）、催告を受けても選択しないしていると日本国籍を失うと規定されています（15条3項）。ただし、この催告は、制度ができた1985年（昭和60年）から今まで一度も実施されたことがなく、催告の結果日本国籍を失った人も一人もいないことが報告されています。

Q11 国籍選択は、具体的にどのような方式で行うのでしょうか？

(1) 国籍選択の方式としては、以下の4つがあります。

A 日本国籍を選択する	A1 外国国籍を離脱する(国籍法14条2項前段、なお戸籍法106条参照)
	A2 日本国籍の選択宣言をする(国籍法14条2項後段、なお戸籍法104条の2)
B 外国国籍を選択する	B1 日本国籍を離脱する(国籍法13条)
	B2 当該外国の法令に基づいて外国国籍の選択をする(国籍法11条2項)

- (2) A1の外国国籍離脱は、当該外国の法令に従って離脱手続を行い、これが認められたときは、「外国国籍喪失届」を本籍地又は居住地の市区町村役場、あるいは外国に居住する場合は在外日本大使館・領事館に提出するものとされています(戸籍法106条)。
- (3) A2の日本国籍の「選択宣言」は、「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言」が記載された「国籍選択届」に署名押印して、本籍地・住所地の役所又は在外日本領事館に提出する方法により行います(戸籍法104条の2)。
- (4) B1の「日本国籍の離脱」(国籍法13条)は、「国籍離脱届」に必要事項を記載し、法務局等に提出する方法で行います。なお、無国籍者の発生を防ぐために、提出の際に外国国籍を有することの証明書類の添付が必要です。
- (5) B2の「外国国籍の選択」は外国法令の定め方によっては可能になる方式です(国籍法11条2項)。当該外国の法令に「自国の国籍を選択し、外国の国籍を離脱する」という内容の制度がある場合に、その制度に従って外国国籍を選択すると日本国籍を喪失する、というものです。このような外国法令に従って有効に手続を行った結果として日本国籍を失った人は、「国籍喪失届」を提出する必要があります(戸籍法103条)。なお、外国居住者の場合は、当該国にある日本領事館に提出することになりますが(戸籍法40条)、そもそも外国に住んでいる外国国籍者(←外国国籍の選択によって日本国籍を失った)には戸籍法は適用されないため、国籍喪失届を提出するかどうかは任意とされています。
- (6) 上記のうちA1・B1・B2では複数国籍状態が解消されますが、A2の国籍選択宣言の場合、それを行っただけでは外国国籍は消滅するわけではなく、複数国籍状態は解消されません。

Q12 国籍の選択を「選択宣言」の方式で行った場合、消滅しなかった外国国籍はどうなりますか？

(1) 上記の **Q11** (6) のとおり、選択宣言の方式で日本国籍選択を行った場合には、複数国籍状態が残ることが想定されます。

この場合、複数国籍状態解消のためにはさらに外国国籍の離脱をする必要がありますが、日本の法律で外国国籍の離脱を強制することはできません。そこで、国籍法16条1項は「選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならない」とのみ規定しています。

(2) 16条1項は「努めなければならない」と表現していますが、これは「訓示規定」(努力義務)であって法律上の強制力はない、と解されています。そのため、16条1項違反に対する罰則や、不利益な処分(例えば外国国籍の離脱に努めないことを理由とした日本国籍の喪失など)もありません。

4

日本国籍の「喪失」

外国国籍を 志望取得 したことによる 喪失	外国国籍を 選択したこと による喪失	国籍留保の 届出を しなかったこと による喪失	日本国籍の 離脱
11条1項	11条2項	12条	13条

Q13

外国に帰化したところ、思いがけず日本国籍を喪失してしまった、
という話を聞きましたが、本当でしょうか？

(1) 日本国籍を「喪失」する類型は **Q2** (2) で挙げたとおりですが、このうち②として挙げた国籍法 11 条 1 項により、日本国籍を自動喪失してしまうケースが問題となっています。

(2) 11 条 1 項は、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定しています。

この「自己の志望によって外国の国籍を取得した」場合（いわゆる「志望取得」）と言えるか否かは、実際には微妙です。当該外国に対して自ら帰化申請をして帰化許可を受けたような事案は、「志望取得」に該当する典型例と言えます。

他方、国によっては、外国国籍者が自国民と婚姻したときにその配偶者が自動的に国籍を取得する制度や、外国国籍の両親が自国に帰化した時にその子が自動的に国籍を取得する制度などが見られます。このような原因で国籍を取得することは、「当然取得」と呼ばれています。

ケースによっては、志望取得なのか当然取得なのかの判断が容易ではなく、争いになる場合もあります。

(3) いずれにせよ、現行国籍法の下では、外国国籍の取得が志望取得に分類されれば、当該当事者の意思に関わりなく日本国籍は自動喪失となってしまいます。

このような制度が憲法と適合するかどうかという点で疑義が出されており、現にこの国籍法 11 条 1 項の規定によって思いがけず日本国籍を喪失したという扱いをされた当事者等が、国籍法 11 条 1 項の違憲性を主張する訴訟が行われています。これまで複数の下級審で、国籍法 11 条 1 項は憲法に反しないとの判断が示されており（もっとも新しいものは福岡地裁令和 5 年 12 月 6 日判決・裁判所ウェブサイト掲載）、また令和 5 年 9 月 28 日には国籍法 11 条 1 項の違憲性を主張した別件訴訟で原告側の上告を棄却する最高裁の決定も出されましたが、この決定では国籍法 11 条 1 項の憲法適合性についての判断は示されておらず、最高裁の立場は明らかではありません。

- (4) 参考までに、日本にいながらにしても 11 条 1 項の適用は起こり得ます。事例として、両親の一方が日本国籍であるため出生時に日本国籍を取得したが、出生後にもう一方の親の本国の領事館に出生に関する手続を行ったところ、その手続が当該外国国籍の志望取得に該当し、日本国籍を失うか否か、が問題となったケースが複数報告されています。(ペルー、ロシア、アルゼンチン、スリランカの事例について、戸籍時報 722、734、738 号)

Q14

外国国籍の「志望取得」が原因で日本国籍を喪失したものとされた場合、戸籍やパスポートはどうなりますか？

- (1) 外国国籍の志望取得を原因とする日本国籍喪失（国籍法 11 条 1 項）は、当該外国国籍の取得と同時に自動的にその効果が発生すると解されています。
- (2) その場合でも、「国籍喪失届」（戸籍法 103 条）が提出されるまでは日本の戸籍は削除されずに残っていますが、戸籍の削除とのタイムラグが生じていたとしても、日本国籍は既に失われているということになります。
- (3) 日本旅券については、日本国籍喪失と同時に失効すると解されます。
実際には、外国国籍を志望取得したのに、日本国籍を即時喪失し日本旅券も即時失効したことを認識せずに、外見上有効な日本旅券を使っての出入国を繰り返す例があります。本人には法律違反の意識はなくとも、客観的には「無効な旅券を不正に使用して日本に不法入国した」ということとなりますので、注意が必要です。

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話 03-3580-9841 (代)